

会議録

会議名	令和５年度（2023 年度）第２回八王子市文化財保護審議会
日時	令和５年（2023 年）11 月 13 日（月）18：00～20：00
場所	八王子市役所 本庁舎 ８階 801 会議室
出席者	【委員】 相原悦夫会長・加藤哲副会長・青木淳委員・阿部朝衛委員・ 内野秀重委員・小林直弘委員・紺野英二委員・津山正幹委員・ 西川広平委員・野嶋和之委員 【事務局】 叶清課長・秋山和英担当課長・岡部雅洋課長補佐兼主査・ 河津美穂子主任・庄山智穂主事
欠席者	岩橋清美委員・高久舞委員・本間岳人委員・山本憲佳委員
議題	1 協議事項 (1) 八王子市指定文化財の新指定について (2) 八王子市指定文化財の指定解除について 2 報告事項 (1) 八王子市指定天然記念物の現況について (2) 日本遺産フェスティバル In 桑都・八王子の実施 結果について 3 その他
公開・非公開の別	公開
傍聴人	0 人
配布資料	1 文化財保護審議会次第 2 協議事項資料 3 報告事項資料
会議録	要点筆記とする。

開会

(事務局より、会議資料の確認と、議事進行の変更について説明。)

相原会長

これより、令和5年度第2回八王子市文化財保護審議会を開催いたします。

それでは、会議次第の報告事項(2)をまず秋山課長にお願いします。

報告事項 (2) 日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子の実施結果について

秋山課長

冒頭、11月4日(土)、5日(日)に行われた日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子の実施の報告をさせていただきます。

(配布物確認。当日配布のエコバック、パンフレット、缶バッジ)

日時は、11月4日(土)、5日(日)になっておりますが、3日(金)からフェスティバル自体は動き出しました。11月3日(金)から5日(日)にかけて、市街地を中心に開催いたしました。

明神町の東京たま未来メッセがメイン会場となり、市内外から2日間で約4万人、周辺のイベントも合わせると両日で10万人を超える方が八王子に訪れ、大変盛り上がったと実感しております。

日本遺産フェスティバルは、全国で104の日本遺産に認定されている地域が一堂に会して、それぞれの地域の歴史・文化といった日本遺産のストーリーの魅力を広くPRすることを目的としたイベントです。東日本では初めての開催となりました。今回、八王子には94団体にお越しいただきました。お越しになれなかった団体もコーナーを設けてチラシやポスター等で紹介し、104の認定団体が全て参加した形になっております。実際に八王子にお越しいただいた団体の94という数は、過去最多で、東京で開催した意味は大きかったと考えております。

11月3日(金)は、4日(土)に備えて朝から八王子を訪れて準備作業を行い、夜は宿泊するといった認定団体の方々を歓迎するという意味も含め、中町の桑都テラスにおいて17時30分から約1時間半、30分刻みで、お囃子、八王子芸妓衆の舞、八王子車人形を披露する前夜祭を開催いたしました。一般市民の方も含めて、およそ150名の方が来場されました。

11月4日(土)のオープニングはJ:COMホールで行いました。9時30分から観光PR特使の富永裕輔さんの歌で始まり、八王子芸妓の方々に舞を披露していただきました。開会式後、来賓紹介や御挨拶の後に多摩美術大学の青柳正規理事長が日本遺産の未来をテーマにした基調講演を行い、続いて、観光のスペシャリスト丁野朗さんをコーディネーター、パネラーとして高尾山薬王院の佐藤秀仁貫首、八王子車人形の西川古柳家元、八王子芸妓のめぐみさ

ん、コメンテーターとして青柳正規理事長を迎え、地域の文化資源を未来へ、世界へつなげていこうということをテーマにし、およそ1時間のディスカッションを行いました。最後に八王子車人形および説経浄瑠璃の記念公演で幕を閉じました。会場には約1,000人が来場されました。

メイン会場の東京たま未来メッセでは、4日（土）と5日（日）の2日間全国から日本遺産の認定地域が集まりPRブースを出展していただきました。日本遺産にちなんだ名産品などの販売や体験コーナー等、いろいろ工夫をしていただいて、日本遺産を体感することができるような催しになったと考えております。このほか、日本遺産の魅力に迫る公開講座や、染織、修験、食、3つのテーマで分科会を行いました。3階では、伝統工芸士による手織り体験、市内の児童・生徒、学生などによる日本遺産の展示、発表、子ども☆ミライ会議を同時開催いたしました。

もう一つの大きな目玉として、4日（土）のオープニング後、JR八王子駅南口のとちの木デッキから、旭町に新たにオープンいたしましたえきまえテラスまで、八王子芸妓衆、八王子消防記念会、氷川神社の獅子舞保存会など日本遺産の構成文化財に関係する方々を中心に練り歩きをしていただきました。えきまえテラスでは、高尾山薬王院の佐藤秀仁貫首による柴燈護摩が行われました。ここも多くの方が見物に訪れ、大変な賑わいとなりました。

アイロードでは、両日ともに交通規制をかけ、山車や居囃子、露店、キッチンカーなどを出店し、お祭りさながらの雰囲気を出しました。2日間でおおよそ2万7,000人の方にお越しいただきました。

ほかにも、例年ユーロードで開催している「伝承のたまてばこ」や、いちよう塾といった催しを日本遺産フェスティバルに併せて同時開催いたしました。また、スカイバスで高尾山や八王子城跡、滝山城跡を巡るエクスカッションツアーも企画し、まち全体で盛り上げました。予想以上に来場者が多く、日本遺産の認知度も上がったと実感しております。今後より一層取組を充実させて、桑都八王子の伝統文化を未来に紡いでいきたいと考えています。今後とも御支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

相原会長

事務局から日本遺産フェスティバル、前夜祭を含めて3日間の開催内容の説明がありました。何か御質問等がありますか。

津山委員

4日は私も伺って、賑わっている様子を拝見しました。会場の映写にも出ていた、観光特使とはどういう方なのですか。

秋山課長

観光PR特使は、八王子の魅力を市内外に向けて積極的に紹介し、情報発信をすることで、

八王子を盛り上げていただいている方です。ポスターに起用している方は、音楽バンドを組んでいる一方、市内でお菓子屋を営んでおります。日本遺産フェスティバルにはポスターのみの登場ですが、昨日のエスフォルタアリーナで開催された八王子魂には出演していると思います。

相原会長

私も4日と5日、2日間続けて観て、非常に参加する方が多く、八王子の魅力が十分反映され、東京都で初めての日本遺産のフェスティバルとしては大成功ではないかと思います。ほかにありますか。

加藤副会長

今回はどこでやるのですか。

秋山課長

来年は10月26日（土）、27日（日）に、福島県会津若松市で開催予定です。八王子市もPRブースを出すなど、関係職員が参加して八王子の魅力をアピールしてくる予定です。

西川委員

3日間のイベントでしたが、この成果をどういう形で活用、継承していくのかはお考えでしょうか。

秋山課長

一つの団体だけでPRするには、限界があると思うところがありましたが、今回のように色々な団体が重なることによって、大きな力が発揮できると思うので、毎年大規模なものは難しいですが、近隣の団体で集まって催しを実施するなどを考えているところです。今回の感想を見ると、おもしろいイベントでよかったなど、率直な感想が子どもたちから聞かれたりするので、日本遺産に関連した催しをすることによって、小さい子どもたちの日本遺産への認知度が広がっていけばいいと考えております。

西川委員

記録をきちんと残されて、継承していただければいいと思います。

叶課長

日本遺産の制度自体が、一定の審査を経て資格を満たしていないと認定を取り消される制度です。今回はイベントでしたが、今後は構成文化財を磨き上げていくようなフェーズに入っていくので、そういった取組をしていくことになると思います。

秋山課長

日本遺産についてはより一層活用しようと考えておりますので、引き続き御支援をよろしくお願いします。

(秋山課長退室)

協議事項 (1) 八王子市指定文化財の新指定について

相原会長

協議事項 (1)、新指定の文化財についての説明を事務局からお願いします。

河津主任

前回、5月24日の審議会で、考古資料が長年指定されていない状況の説明と、現在の縄文式土器と弥生式土器を分けることを含めて指定を考えていく方向をお話ししました。これらを一度に全部行うには整理等が難しい面がありますので、今回はまず中郷遺跡出土の小銅鐸を新しく指定する提案をさせていただきます。

つきましては、指定の内容について、協議をしていただきたいと思います。

(指定の事務的な手続きの流れと、答申に向けた調書の内容を説明)

相原会長

去年の5月に小銅鐸の実物を会議の席で確認していますので、多くの先生が資料は御承知と思いますが、何か質問などありますか。

河津主任

本日御欠席の本間先生から、メールで御意見が届いていますので、その内容も踏まえて、御相談させていただきます。

年代について。発掘当時は、弥生時代末から古墳時代初頭という区分で紹介をしているが、市史などでは弥生時代終末期となっている。どちらの年代をとるのか。

寸法について。銅鐸は立てた状態で使用されるので、全長ではなく高さとするのが適当ではないか。また、一部欠損しているので、全長という表現は不適ではないか。小数点以下2桁までサイズの表記は必要か。

「都内では2例目の出土であり」という表現について。現在は3例出ているので、2例しかないという誤解を招くのではないか。

まず、年代の区分について、現在の傾向も踏まえてどうですか。

小林委員

考古学分野で時代区分は決まっているのではないですか。

阿部委員

銅鐸そのものから時期決定は難しいと思います。住居跡の床面に接して出土した土器を恐らくは弥生時代の終末として、土器の位置づけを優先したのだらうと思いますが、『新八王子市史』ではどう記述してありましたか。

河津主任

市史では弥生時代終末期と記載しています。土器は広口壺、台付甕などがまとまって出土していて、小銅鐸は床面から7センチ程度浮いた状態で出土しています。ほぼ床直上で土器と同じレベルと判断していいかと思います。

阿部委員

私は弥生時代と古墳時代の専門ではないですが、この時期の境界をどうするのかは問題があって、「魏志倭人伝」の条によれば、卑弥呼が3世紀の半ばぐらいに亡くなっている。今、高校の教科書では、それは弥生時代となっています。ただ、最近の畿内、主に奈良県の纏向の古墳、あるいは墳丘墓の年代が3世紀の半ばぐらいまでいくかもしれないと考えられている。年代の決定は微妙なところで、気をつけて使わないと問題が起こってくると思います。

小林委員

今回の資料は、様式的にこの時代ということで、科学的な調査をやったわけではないのですか。周りの土器の状況と発掘した場所等々からこの時代だという判断ですか。

河津主任

そうです。科学分析は行っていません。

阿部委員

小銅鐸のみの様式あるいは形式で年代を特定するのは無理だと思います。ですから、一緒に出土した土器が、東日本あるいは全体の中でどの時期に位置付けられているか、恐らくは弥生時代に入れてあるとは思いますが、それは確認した方がよいと思います。

河津主任

この遺跡の出土土器全体は、いわゆる弥生時代末期に少々中期の土器が混じっているという感じで、後ろが古墳時代まで幅があるのかどうかというのは、判断が難しいところですが。どうでしょう。

阿部委員

なかなか難しいです。関東の古墳の成立時期をいつにするのかというのも多少もめていまして、ここで決められることではないです。

小林委員

文化庁は時代をまたぐな、とよく言っていますが、私はまたいでいいと思っています。決められることでも、断定できるものではないので、幅を持ってもいいのかなと。もし新しいことが分かったら、分かった時点で訂正すればいいと思います。

相原会長

指定の要件の中に、ある程度信憑性のある年代を位置づける必要がありますが、関東で出土した小銅鐸の評価も併せて、第三者が見てもこれはなるほどという合意点が出てくれば、それも一つのポイントになるのでは。

河津主任

調布市では、弥生時代中期から古墳時代前期に属するようです、と図録に書いています。新宿区では、弥生時代後期から末と、幅を持たせてはいますが、弥生時代におさめています。八王子市の場合、本間先生の御指摘のとおり、「弥生時代末から古墳時代初頭」と「弥生時代終末期」という区分が混在している状態です。国の指定では文化庁は、時代をまたぐ指定はあまり言わず、一つの時代に絞る傾向はあります。そうすると、弥生時代末と区切るべきかと思いますが。古文書などと違って年号ではっきり言いにくいところがあります。

相原会長

例えば埼玉県で出土した鉄剣は 417 年。こういう形で年号を具体的に設定できればいいですが、それができない場合には、従来のように古墳時代とか、弥生時代とか、大ざっぱな位置づけでいいのではとも思いますが。今先生方が言われたように、さらに具体的に設定範囲を短く縮小できるなら、お願いしたいと思います。

河津主任

現在の市の指定は、縄文式土器は縄文時代、弥生式土器は弥生時代一括という指定の仕方です。それに倣って今回指定するものも大きく弥生時代としてしまうのも雑すぎるのではないかと思います、案として終末期という市史の表記を提案させていただいています。

阿部委員

「終末期」という言葉を使うことによって、弥生時代ですが場合によっては少し新しくなる

かもしれませんということですね。弥生時代から古墳時代に変わる時期というのはもめていまして、弥生の終末ぐらいのところで古墳に近いものが成立するのですが、それを古墳と呼んでいいのか。弥生時代の墳丘墓と位置づけるのか、古墳と位置づけるのか、実際そういう問題があります。

千葉県の方では、西日本の方と北陸からの土器が入り込んでいて錯綜した状況ですが、中郷の場合は純然たる在来の関東の弥生土器の延長線上にあるのではないかと。その意味では、弥生時代終末期でも特に問題はないのかとは思いますが。

紺野委員

土器で決めるしかないとは思いますが。多分、廃棄されている年代ですよ。

河津主任

廃棄年代ですね。

紺野委員

結局、阿部先生がおっしゃるように断定できないというのが結論ですが、弥生時代から古墳時代に入るにあたって廃棄される理由というのがあるはず。銅鐸というのは祭祀物なので、祭祀物が廃棄される理由があるはずなので、どちらかというと私は、幅を持たせるにしても新宿区のように弥生時代の後・終末期としたほうがスムーズかという気はします。

小林委員

考古学的に「終末期」という言葉は使う言葉なのですか。私は「終末期」という言葉は使ったことがないので、感覚的によく分からないなど。学術的にある程度裏づけがないといけなと思うので、「終末期」というのを八王子市だけが使っているのではちょっと困るなどと思いますが。

阿部委員

それは使っています。ただ、例えば縄文時代から弥生時代にかけても、完全にある段階からすばっと弥生時代になるわけではないので、多少時間の傾斜というのが地域によってあります。この地域の中での年代を求めようとすると、かなりまだ不確定なところがあるというのはありますね。もし弥生時代から古墳時代の初頭ということであれば、日本全体というエリアの中ではそう問題はないと思います。

相原会長

大体の年代が容認されるかどうかなんですね。それは人によって随分違う。今までの経緯や、その時点での解釈の仕方などを参酌して、折合いのつく表現を考えていただきたいと思います。

ます。

河津主任

弥生時代末から古墳時代初頭にしておいた方がよろしいですか。

紺野委員

私は弥生時代に収めておいた方がいいと思っている人間なので、新宿に倣った方がいいかと思います。

河津主任

「後期」と「終末期」、そちらの表現はどうですか。

紺野委員

どうでしょうね。幅を持たせた方がいいかと思いますけれど。「後期から終末期」にするのか、「後期」にして終末期も含めてしまうのか。その辺の判断ですね。

河津主任

「後期から終末期」という言い方をするとスパンが短くなりますけど、「後期」だけだったら、終末期、古墳時代に移るまで入っていることになりますよね。

紺野委員

難しいですよ。終末期というのは一番難しい時期なので。

小林委員

後期は幅が広すぎてしまうので、後期は適切ではないと思います。末期の方が分かりやすいかと。ただ、遺跡自体がこの時代で特徴があるという報告が出ているのであれば、それに倣わないといけないかと思います。報告書があって、調査されて、時代を判別しているはずなので、報告書ではどう使っているか。

河津主任

出土したときは、「弥生時代終末期から古墳時代初頭」もしくは「弥生時代末」という表現を使っています。1997 年の話なので、その後学説が揺れている部分もありますが、土器の傾向からしても弥生時代終末期もしくは末期でいいかと思います。

阿部委員

「末期頃」にしておきますか。

加藤副会長

例えば戦国時代にしても、「天正」というと、近畿では近世ですがこちらだとまだ戦国時代で、地域によって差はあると思います。今の問題も、日本全体を考えたスケールと地域ごとのスケールの違いだと思います。八王子が指定するのであれば、弥生色彩が強いのであれば弥生の方がいいのではないかと。近畿では確かに古墳時代に入りかかっているかもしれないけれども、八王子はそこまで行っていないのではないかと思います。ですから、弥生時代末期としておいた方がいいのではないかと感じます。

河津主任

弥生時代末期で年代をくくらせていただいて大丈夫でしょうか。

阿部委員

はい。

河津主任

では、八王子市の指定文化財として弥生時代末期を取ります。今後、弥生土器の編年が著しく変わるような場合がありますら、先生方に相談をさせていただいて、指定の見直しをかけたいと思います。

所在地、所有者は特に問題ないと思いますけれども、サイズの表現については、銅鐸は長さより、高さの方がよろしいですか。

阿部委員

高さだと思います。

河津主任

下部欠損状態なので「全」という表現は使わない方がいいという本間先生の意見を踏まえて、高さ約 3.3、重さも 5.9 に修正します。それから、最大幅を明記します。

「都内では 2 例目の出土である」という表現についてはどうですか。

加藤副会長

何番目、と言っておけば間違いないのではないですか。都内 3 例中の 2 番目の発見ですか、何年現在 3 例発見されているうちの 2 番目の出土であったと。

河津主任

では、都内では 2 番目の出土であり、全国 60 数点しか出土していない、と整理します。

叶課長

いつ出土したとかそういうことは明記しなくていいのでしょうか。

阿部委員

指定理由に必要なのかどうかというところでは、僕は何番目というのは特に意味がないと思っているので、ここには要らないのではないかと思います。何年頃の発掘だというのが大切であれば入れるべきだと思います。

河津主任

あまり重要ではないと思いますが。

叶課長

理由には確かになくてもいいのかなと思いますが、属性とかで記載しなくてよろしいのでしょうか。

河津主任

発掘史の中では、いつ頃の調査とか年代の分析とか意味がありますが、今回の銅鐸そのものの指定理由には不要かと思います。

相原会長

この文章の中には何に使われたかという内容が明記されていませんね。

河津主任

それは分からないので書きません。

阿部委員

一般的に銅鐸は、弥生時代初期ではどちらかというと実用的で、それほど大きくなくて厚みもあり、音が鳴る。まさに鐘です。ところが、中頃、後半ぐらいになってくると、1メートル近いようなものが作られて薄くなります。再現で作っても、音としてはあまりいい響きがない。音を出すための道具から、見るための銅鐸になるといわれています。ただ、小銅鐸は、本当に音が出るかどうかは分かりませんが、少なくとも大型化したものとは全く違う性格を持つ。具体的には実用性を持った使い方をしているというより、器のようなものなのだろうと思います。ただ、そうであったとしても、実際、小さな銅鐸は何に使ったかはよく分からないですね。

それから大型の銅鐸も、最後に埋めたのは分かるのですが、埋める前に具体的にどういうこ

とをしていたのかということは実はよく分かってないです。恐らくは、鐘としての機能よりはそれを見せる。当然、何らかの祭りごとをするでしょうけれども、そこで使われたのではないかという推定です。

河津主任

用途を理由に指定するのではなく、考古資料として希少性が高いという点と、一般的に知られている銅鐸とは性質が違うものですよ、という点を指定理由にして、用途などの細かいことは今後の研究に期待をしたいと思うところです。ただ、出土している、ということをアピールしないことには研究材料としても注目をされないと思いますので、こんな珍しいものが八王子市内では出ていますという形で、希少性と特異性をうたって指定に上げられたなと考えています。いかがなものでしょうか。

西川委員

今、希少性とか特異性という点で指定するということでしたので、その場合には、指定理由の、全国でも60数点しか出土していない、これも一つの指定の理由になってくると思います。ただ、60数点というのは、今後また発掘で増えてくる可能性もあるので数を明記するのが大変難しいということでしたら、現在は60数点などの一言を加えた方がいいと思います。

河津主任

そう増えないかとは思いますが。調布で出たのも何十年かぶりなので。ですが、それでも荒神谷や加茂岩倉の例もあるので、一度に大量に出てくるという可能性も否定できませんので、その辺は指定理由が後で困ったことにならないように考えます。

津山委員

すみません、(4)の所在地というのは散田町、これは教育センターの所在地ですね。出土した中郷遺跡の住所は示さなくていいのですか。

相原会長

所在地というのは、現在保存されている場所ということですね。

河津主任

そうです。今保管してある場所です。

加藤副会長

所在地は新博物館ができたときに移動する可能性もありますよね。そのときには所在地の

修正をかけるということですか。

河津主任

修正をかけます。所在地のほかに、出土地点を入れる方向でよろしいですか。

青木委員

中郷遺跡の所在地は知りたいですね。

河津主任

項目として出土地点を入れます。

青木委員

指定の台帳等に、できれば出土した状況の写真や土器も一緒に記入、保存しておいていただけると、今後確認や調査したいときに便利かと思います。

河津主任

出土状況なども併せて資料としては保管するようにします。

相原会長

考古学学会で認められる表現、それから考古学をあまり知らない人にもわかる内容、そういう点を配慮して説明いただければよいと思います。

河津主任

では、今いただいた内容を整理して、次回の審議会で諮問をかけさせていただきたいと思います。いろいろとありがとうございました。

協議事項 （2）八王子市指定文化財の指定解除について

相原会長

続きまして協議事項（2）、指定文化財の解除について。事務局から説明をお願いします。

河津主任

市では、指定文化財の刀剣類については、平成7年以降定期的に所有者に調査票をお送りし、所在調査を行ってきています。その中で現在の所有者が不明確で所在の確認もできず、しかも長期にわたり公開もなされていないものは、市の指定文化財としての意義を維持していないと考えられるので、指定解除を検討したいところです。それが5振あります。

(資料に沿って、5振の指定内容を説明)

相原会長

この件について、ご意見などありますか。

青木委員

何年に指定をし、何年に解除したという記録、何年間、どの程度文化財としての活用がなされたかわかる記録はあった方がいいと思います。

河津主任

指定の年月日と、追える限りでの移動の記録は取っております。

青木委員

作品の移動や売買の時に、八王子市の指定であれば、まず八王子市、審議会に報告義務があるのではないかと思います、そういう手続上のルールを八王子市は持っていますか。

河津主任

所有者の管理義務として所有者や所在地の変更等の届出をすることが条例で定められており、指定の同意を得る段階で説明がされることになっています。また、刀剣以外の文化財については、毎年管理公開謝礼金というものを払っていますので、支払い先の確認に併せて職員が現況を見に行く、ご住職や代表役員などが替わった場合は変更届の提出をお願いするなどしています。

刀剣に関しては、所有者が替わりました、と変更届を出してくださる方もいます。相続などで取り扱いの相談があれば対応していますし、調査票を定期的に送って、住所変更があれば届出を、指定書がなければ再発行手続きを、というお願いもしています。けれど、どうしても追跡できないものが出てしましまして、そういうものを市の文化財として指定し続けている意味があるのかという観点から、刀剣類だけは数十年の間に何件か指定解除しているという経緯があります。

青木委員

個人で持っているうちに、それが文化財であることを忘れる人が山ほどいるのですね。実際にあったケースで八王子でも起こりうるかもしれないですが、仏像を塗りなおしてしまったということがある。塗った後で文化財保護審議会に話がきて、指定を解除するのか、元に戻せばいいのか。そんな相談がありました。でも、やってしまったらもう、指定した時の状況には戻らないですよ。

河津主任

当市では、指定刀剣を所有者ご自身で、砥石で研いでしまったケースがあります。研ぐ前に相談いただきなかったのですが、研いでからお話がありまして。この件については、銘に下原住と年号があってそれは残っているので、美術刀剣としての価値ではなく銘自体が郷土資料として価値があるとして解除には至っていません。今のところ市指定の仏像で新しく金箔貼りましたとか、継ぎ目を接着剤でつけました、というケースは幸い生じてはおりません。山車などは塗替え修理などは結構頻繁に行われていますが、修理にあたっての相談や報告はきちんと出していただいているので、文化財的な価値を大きく損なうような事態には至っていません。

内野委員

刀剣の指定件数は78件とありますが、この数字で間違いないですよ。

河津主任

間違いございません。

内野委員

とても件数が多いですよ、八王子市の文化財の中では。これ特徴ですよ、一つの。どこかに行ってしまう、という案件が数年おきに出てくる状況を考えると、何か対策をとった方がいいのではないかと思います。例えば所有権は個人のままで、市で刀剣の展示室みたいなものを用意して、預かってそこで展示するということは、いかがでしょうか。

河津主任

今までも、郷土資料館に御寄託もしくは寄贈という形で受けているものもあります。調査票を何年かおきに出しますと、一定数、相続したが自分は扱い方が分からないから市で預かってください、市にあげますのでどうぞ好きにしてくださいという申し出があります。ですから、調査票を送ることでは相続した方への注意喚起にはなっていると思います。調査票についても、1回返事が来なかった、郵便物が戻ってきたというだけですぐ指定解除、ではなくて、住民票をとっても居住が確認できない、指定住所地の現地調査まで行ったら家がないなど、これ以上追跡する手立てがないような状況になって初めて解除を考えるという段取りを今までも取っています。

内野委員

待っているだけでなく、積極的に寄託をこれまでのケース以上に上げる必要があると思います。

西川委員

今恐らく市の指定文化財としての所在確認をされていると思いますが、銃刀法での美術刀剣とかの確認は市の管轄ですか、都の管轄ですか。

河津主任

都道府県になります。

西川委員

都の教育委員会で多分管理されていると思いますが、そちらとの情報交換というのは常にされていらっしゃるということでしょうか。

河津主任

情報交換といったことはできていない状況です。

そもそも八王子市の指定文化財に指定する時に、美術刀剣の登録がどこでされているのか確認されていません。都道府県に、この登録証の刀剣は八王子市で預かる、市の所有にしますという届出をすれば受けてくれますが、この刀は誰名義で登録されたのかという照会には基本的に応じられません。その上、今の指定状況は、どこに美術刀剣として登録されているか市に控えないので、照会先が分からない。また、国内にある刀剣類は、美術刀剣として二重登録、三重登録されているものもあり、実物の数と登録数は一致しないというのが現状である中で、登録証の情報もないものが、どこで登録されていて今どこにあるのか追跡することはまず不可能です。ですから、美術刀剣の登録とは切り離して、市の指定文化財としての規定の中で処理をしていくしかないというのが現状です。

西川委員

分かりました。そういう説明ができるように準備していただければいいと思います。

野嶋委員

私は今回の案件は解除した方がいいと思います。刀剣類は、ある時期に集中して指定をして、それ以降の指定はない。当時は指定された方も指定する方も、多分性善説に立ってのことで、今回のような審議に至ることは考えてもいなかったのだと思います。ですが、今後はそういう指定のあり方は難しいでしょう。言葉はきついですけど、罰則規定を設けるなどで所有する側にも条件を課す。そういうことを考える必要があると思います。

もう1点、刀剣は管理が大変です。ただ鞘に収めて置いておけばいいというものではないですから。先ほど内野先生がおっしゃった展示室は、私もいい考えだとは思いますが、それを維持するのはどうするのか、そのお金はどこから出すのか。そういう問題がありますよね。もちろん、公有化されている刀剣も結構あって、その分予算もつけて管理していると思

います。刀剣については多分これから解除をする方が多くなってくるのかもしれませんが、指定するならばどういう要件で指定するのか。所有者にもそれ相応の覚悟だけでなく、現実には何かを負ってもらうような形の指定でないと、刀剣のようなものは難しいと思います。刀剣は投機の対象でもありますから、何しろ売り買いで動いていく。投機の対象は、文化財指定とは真逆な話だと思うのです。

青木委員

今現在で、八王子市が指定した文化財で盗難に遭っているものはありますか。

河津主任

刀剣類については、所在不明になっている刀剣がどこかで誰かに盗まれている可能性はゼロとは言えないかもしれませんが、文化財で盗難被害に遭って不明のものはございません。

青木委員

八王子市にも無住の寺などあるかと思いますが、無住の寺のものは盗まれたときに、誰が被害者なのか、それすらも分からない。それから、加害者の加害責任が何なのかも分からない。そういうケースが、お寺や神社にすごく起こっています。盗られてから対応策を考えてもしようがない。盗られたら初動がすごく大事です。ですから、どこに何があるか、それをどういうふうに文化財課がちゃんと管理できる環境にするか。そういう制度を作る話ができるといいですね。

相原会長

刀剣類については、昭和 30 年代後半から 40 年代前半に集中的に指定してきた。色々、未整備の中での指定です。それが今こういう形で問題が出ている。刀剣に関わる個人の持っている文書、これもいつの間にかどこかへ行く、破棄される、といった恐れもあるので、これを機会に刀剣についてはピリオドをさせる。これから新しい個人の所有物の指定というのは考え直さなくてははいけない。20 年、30 年たてば必ず所有者が替わってくる。そういうことを前提に置いて条例上の整備をして、指定するなら指定する。所在が分からなくなって解除するのではなく、常に解除の第一線であるということを認識して対応していくべきだと、これは教えていると思います。

例えば新聞に出ますね。指定をしたものより解除したもののほうが記事になる。それがいい悪いは別にして、八王子市は何をやっているんだということになってしまう。だから難しい部分はありますが、こういう一つの材料をいい方に向けていく、改革へ向けていくということで、事務局でも対応していただければいいと思います。

津山委員

この前文が指定解除の理由となると思いますが、「市内に所在するかの確認もできず」ではなくて「所在地の確認が取れず」ですよね。それと、その後「市の指定文化財としての価値を失っているものと考えられる。」という文章ですが、実際はしかるべき指定をしているわけですから、価値を失っているとまではあえて言わないで、要するに「公開もなされていないため」の後「指定の解除を検討したい」に結びつけていいと思います。

西川委員

価値がなくなったというより、要件に合わなくなったということですよね。

相原会長

文言については、事務局で再検討してください。

その他

相原会長

次に最後の報告事項の説明をお願いします。

河津主任

天然記念物に関して報告します。

甲州街道のイチョウ並木の現状変更については、本来事前に審議会にかけるべきところを、以前の会議で、倒木防止や景観維持などの軽微な案件については事務局判断で現状変更し、後日報告という形をとらせていただくことになっています。今回、9月5日に相武国道事務所から、甲州街道のイチョウ並木のうち、横山事務所に近い浅川新地というバス停に近接している木が立ち枯れ状態になって倒木のおそれがあるため早急に伐採をしたいとい申し出があり、9月8日に許可をして、10月の3日に伐採済みで、同じ位置に新しいイチョウの木を2月ごろに捕植予定ということです。

もう1件は高尾駅北口の正面交差点のすぐ近くに、根元にベッコウダケと思われるキノコが相当出てしまっている木がある。根元から倒木の恐れがあるので早急に伐採したいと現状変更の許可申請が10月10日にあり、こちらも同じ位置に捕植する予定で、特に並木が著しく抜けるということはないので許可をしていますので、御承知おきください。

イチョウ並木以外につきましては、樹木医の判断も終わったので、その結果に基づき、次年度以降大蔵院のイチョウの剪定を行うなど、保存の措置に努めていきます。

内野委員

イチョウはそもそも害虫もつきにくいし、病気にもなりにくい木ですが、こうやって枯れが発生しているということは、昨今の高温化や、雨が長期間降らない、ということでストレス

を受けているのではないかと思います。

ベッコウダケは非常に恐ろしいキノコで、これがついたらその木は救えないというのが緑の関係者の共通した認識です。なので、適切に対処していただいたと思いますが、ほかの木も小まめに点検をしていくといいと思います。

相原会長

こういった気候の変動、従来の季節感がなくなってきた現状で、対応がなかなか難しい部分があります。天然記念物は何せ自然のものですから、手の施しようがない場合もある。それでも、今後同じようなケースが起こってきた場合の情報の収集、対応を適切に行えるようにしていただきたいと思います。

最後に、事務局から何かありましたら。

河津主任

では、小銅鐸の年代の扱いや出土時点等を踏まえ、修正して指定を、併せて、本日上げた刀剣については解除の方向で諮問の手続きを進めさせていただきます。今後の市指定については、個人所有のものは、所有者の変更などでトラブルが生じるケースを考慮して、条例の整備をするなどを先生方の意見を伺いながら検討していけたらと思います。その節はよろしく願いいたします。

叶課長

最後に私からも。本日も様々な御検討、御意見をいただき、ありがとうございました。特に今回の協議事項（1）の市指定文化財の新指定につきましては、暫く指定がありませんでしたので、こういうプロセスを経て決まっていくということをいうことを実感し、確認しながら進めてまいります。様々御意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

相原会長

それでは、第2回の八王子市文化財保護審議会を終了いたします。

閉会